

パブリックコメントによる意見及び市の考え方（対応）一覧

- 1 パブリックコメント実施期間 令和5年12月15日から令和6年1月15日まで
- 2 ご意見数 4件
- 3 ご意見に対する市の考え方 次の表のとおり
- 4 ご意見に基づく計画案の対応 計画（案）の一部修正を行います。

No.	該当箇所	意見の概要	市の考え方 (対応)	計画案 修正の 有無
1	全体	<p>今回、PDF 版で全119頁となっています。UNI-Voice に対応するとともに、最低限としてPDF はしおり付きで提供されるといいのではないかと思います。これにより、電子的な可読性が向上します。しおり付きPDFは下記が参考になるかと思います。</p> <p>https://www.antenna.co.jp/pdf/reference/pdf-shiori.html</p>	しおり付きPDF については今後の計画策定の参考とさせていただきます	無
2	2P	<p>「1. 計画策定の背景と趣旨」において、「近年の動きとして、平成30年4月に「障害者総合支援法※」が児童福祉法等とともに改正され」と記載されていますが、平成30年は2018年であるので、既に6年前になり、近年というには、少し古すぎるのではないかと思います。さらに、改正が令和4年12月成立、公布され、令和6年4月1日に施行されるのではないかと思います。</p> <p>改正法では、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村が実施する精神保健に関する相談支援について、精神障害者のほか精神保健に課題を抱える者も対象にできるようにするとともに、これらの者の心身の状態に応じた適切な支援の包括的な確保を旨とすることを明確化された ・市町村長同意による医療保護入院者を中心に、本人の希望のもと、入院者の体験や気持ちを丁寧に聴くとともに、必要な情報提供を行う「入院者訪問支援事業」を創設する。また、医療保護入院者等に対して行う告知の内容に、入院措置を採る理由を追加する。 ・市町村障害福祉計画に整合した障害福祉サービス事業者の指定を行うため、都道府県知事が行 	<p>「近年の動き」を削除し、「障害者総合支援法」は3年を目途に見直されている旨追記します。</p> <p>改正内容に対応した市の施策を明確化することについては、3年後に策定する障がい者施策に関する基本的計画である「障がい者計画」において検討してまいります。</p>	有

パブリックコメントによる意見及び市の考え方（対応）一覧

		<p>う事業者指定の際に市町村長が意見を申し出る仕組みを創設する。</p> <p>等が実施され、それに対応した市の施策を明確化する必要があるのではないかと考えます。</p>		
3	81P	<p>P81からアンケート結果が資料として添付されています。対象者の意見を尊重することは非常に重要だと考えますが、アンケートだけで対象者の要望を適切に得られるような誤解をしないよう4にする必要があるのではないかと思います。例えば、困っていることを訪ねていますが、本当に困っていることかどうかは、別に検証が必要ではないかと思います。特に困ったり不便に思うことはないが、45.1%もあり、この結果からは、より便利になるとかを知らないで、現状で満足した回答になっている可能性もあるのではないかと思います。特に、施策に関しては、資料編に近隣市の取り組みと鎌ヶ谷市との比較を見える化することがよりいいのではないかと思います。その上で、千葉県には、県内の全市町村の横並びの見える化をお願いする働きかけが必要だと考えます。</p>	<p>困りごとについては、ケースワーク等のあらゆる機会を通して把握に努めます。</p> <p>施策の内容については障がい者数やその状況、財政的な観点から、各市において差異があり、比較は難しいと思いますが、引き続き情報共有や意見交換等により他市の状況把握に努めます。</p>	無
4	82P	<p>非常に些細な点かもしれませんが、「両親もしくは父または母」と記載されていますが、公用文では、「もしくは」、「または」の使い方のルールがあり、それに従うと、前記の文は((両親 or 父) or 母)となり、父と母とが同列でなくなっているように読めます。正しくは、「両親または父もしくは母」がより適切な表記だと考えます。</p>	<p>ご指摘のとおり、修正いたします。</p>	有